

遺伝子組換え農作物の栽培に係る方針

平成16年 3月 4日
茨城県農林水産部

遺伝子組換え農作物の栽培、加工、運搬等の使用等に当たっては、平成16年2月19日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号。以下「法」という。）に基づいて環境大臣及び農林水産大臣の承認が義務づけられており、国は、法により承認されたものについて、第一種使用等*を認めている。

*（大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止しないで行う使用等。以下同じ。）

また、食品としての安全性は、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）に基づいて厚生労働大臣の審査が義務づけられており、国は、この法律による確認が行われたものについて、食品としての利用を認めている。

しかしながら、遺伝子組換え農作物については、現在のところ、多くの国民が食品として食べることに不安があることや、花粉が飛んで一般農作物との交雑・混入が起ると、その農作物の生産・販売に混乱が生じる恐れがあることなどの状況にある。

これらの不安や混乱を未然に防いでいくため、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物であっても、県内の開放系のほ場における栽培については、下記のとおりとする。

記

1 開放系のほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、事前に、県に対して栽培に関する情報提供を行うこととする。

2 開放系のほ場のうちの一般ほ場で、法による第一種使用等の承認を受けた遺伝子組換え農作物を栽培しようとする者は、以下のことに十分に留意することとする。

(1) あらかじめ、関係する市町村、近隣耕作者、農業団体等の理解を得ること

(2) 一般農作物との交雑・混入防止の措置を徹底すること